

外務省外交史料館利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>第六章 雑則 (保存及び利用の状況の報告) 第三十一条 [略]</p> <p><u>(紛失等への対応)</u> 第三十二条 館は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 館は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</p> <p>(利用等規則の備付等) 第三十三条 館は、本規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(実施規程) 第三十四条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は館が定める。</p>	<p>第六章 雑則 (保存及び利用の状況の報告) 第三十一条 [略]</p> <p>(新設)</p> <p>(利用等規則の備付等) 第三十二条 館は、本規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(実施規程) 第三十三条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は館が定める。</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき追加するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>